

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年3月10日

横浜市契約事務受任者
南区長 高澤 和義

1 契約の概要

第50回衆議院議員総選挙に係る投票所設営業務委託(第3, 15, 16, 22, 23投票所)

2 履行(納品)場所

平楽中学校金工室他(第3投票所)、蒔田中学校特別教室棟他(第15投票所)、
永田小学校図書室(第16投票所)、藤の木小学校図工室(第22投票所)、
南小学校図書室(第23投票所)

3 契約日

令和6年10月15日

4 履行日又は履行期間

契約決定日から令和6年10月27日まで

5 契約金額

¥1,999,690.- (うち消費税及び地方消費税相当額 ¥181,790.-)

6 契約の相手方(名称及び所在)

神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-5
株式会社オフサイド
代表取締役 伊藤 斉

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

第50回衆議院議員総選挙は、突発的な解散により10月15日公示、10月27日選挙執行と決定しました。

本案件は南区内5箇所の施設において投票所として使用するため、施設内の物件の移動、養生シート敷設及び掲示物の目隠し等を行う規模の大きな委託業務であり、事前に人材の確保や部材の調達が必要です。従って、人材等の確保期間を考慮すると、入札など通常の契約手続きを行う暇がなく、今回は国政選挙となるため、他自治体と設営業務委託を行うことができる業者の取り合いとなる可能性がありました。そのため、即時的に契約を行わなければ、必要な業務が履行できず、選挙の適正執行に重大な支障を生

じる可能性があったため随意契約としました。

8 契約の相手方の選定理由

直近の統一地方選挙において南区との契約実績があり、確実な履行能力が確認されているほか、緊急的な対応も可能な業者であったため、当該業者を選定しました。

9 所管課

南区総務部総務課